



2019年6月7日

株主の皆様へ

九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員 青柳俊彦

当社第32回定時株主総会の議案に関する補足説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

今般、Institutional Shareholder Services, Inc. (以下、「ISS社」と言います)が、当社の第32回定時株主総会において上程する議案について当社とは異なる見解であるとの情報入手いたしました。つきましては、下記の通りISS社の推奨に対する当社の見解をご説明させていただきます。

株主の皆様さまにおかれましては、下記補足説明をご確認いただき、当該議案に関し、何卒ご理解を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 第7号議案 自己株式の取得の件(株主提案)に対する当社見解

ISS社より第7号議案 自己株式の取得の件(株主提案)に対して賛成推奨がなされておりますが、以下に当社の見解を述べさせていただきます。

当社グループは2019年3月19日に公表しました「JR九州グループ中期経営計画2019-2021」でお示ししているとおり、本計画期間の3年間は税制特例措置の廃止や鉄道事業における減価償却費の増加等に伴い、営業利益が減益見通しとなる局面でございます。このような中、2030年長期ビジョンにて掲げている「モビリティサービス」・「まちづくり」を通じて九州の持続的な発展に貢献し中長期的な企業価値向上を図るべく、成長投資2,100億円、維持更新投資1,300億円の計3,400億円の連結営業キャッシュフローを上回る設備投資を、借入余力を活用し実行することを計画しております。設備投資の用途として、運輸サービスセグメントにおいては持続的な「モビリティサービス」の構築を図る維持更新投資及び成長投資、不動産・ホテルセグメントにおいては「まちづくり」を通して沿線人口を増やし鉄道・関連事業の収益増へ貢献する取り組みとして、熊本・長崎等の駅を中心とした将来の成長に向けた投資や維持更新投資を想定しております。

また、当社の資本構成については、1987年4月に国鉄分割民営化が実施された際、鉄道事業の赤字が見込まれたため、債務を負担せずに、経営安定基金(3,877億円)が設置され、毎期に運用収益を営業損失の填補や、鉄道事業の設備投資に充当していた経緯より、同業他社と比較して資本が厚い構成になっております。財務戦略については、当社も重要な課題であると認識しており、最高財務責任者として新任取締役候補者の森亨弘を任命しております。当社としては、財務と事業の戦略を一体的に推進することが企業価値の持続的な拡大には必要不可欠であると認識しております。九州における人口減少や地震・豪雨等の激甚化する自然災害のリスク等に機動的かつ柔軟に対応し当社グループの社会的役割を適切に果たしながら、上記の設備投資を通じて中長期的な成長を実現していくことで、資本効率と財務健全性の両立を目指してまいります。



これに対して、分配可能額の半分程度の 720 億円を自己株式取得に充当するという第 7 号議案は、財務健全性を顧みずに大規模な負債調達などにより金銭で自己株式を取得することを求め、短期的な株主還元のみを志向しようとするものです。これにより事業リスクへの対応力を弱め、地域社会における当社グループへの信頼、ひいては企業価値の源泉そのものを毀損するとともに、将来の成長を犠牲にすることとなりますので、当社としては第 7 号議案に反対いたします。

(2) 第 9 号及び第 10 号議案 取締役選任の件 (株主提案) 等に対する当社見解

ISS 社は株主提案の第 9 号議案及び第 10 号議案において、社外取締役候補であるトシヤ・ジャスティン・クロダ氏及び黒田恵吾氏の 2 名に賛成することを推奨しています。その理由は、当該 2 名の不動産及びキャピタル・アロケーションの経験が、当社の現在及び将来の投資計画の再評価に役立つ、としています。以下に当社の見解を述べさせていただきます。

当社は、第 2 号議案において、新たな社外取締役として、三井不動産出身の市川俊英氏、関西ペイント出身の浅妻慎司氏を候補者としています。市川氏は、三井不動産において、住宅開発・ビル事業等に重視し、まちづくり事業で実績を上げる一方、同社取締役として監督・チェック機能を果たしてこられました。浅妻氏は、関西ペイントにおいて、主として管理業務に携わり、財務・会計に関する豊富な知識と経験を有しており、両名が当社の取締役会のメンバーに加わることで、不動産やキャピタル・アロケーションに関する知見・経験は十分に確保され、当社の経営に活かされるものと考えております。

当社が第 2 号議案で、監査等委員でない取締役の候補者としている 11 名による経営体制が、中期経営計画を達成するためのベストな布陣であると考えているため、株主提案による候補者を選任することについては反対いたします。

なお、ISS 社は、株主提案の 2 名の社外取締役が選任された場合、会社提案の候補者と合わせて 13 名となり定款上の定員である 12 名を超えてしまうことから、枠を 1 つ空けるために、第 2 号議案の候補者番号 7 の利島康司氏について、社外取締役としての在任期間が 7 年と最も長いことを理由に反対推奨をしています。当社は、昨年監査等委員会設置会社に移行し、今年はその機関設計の下、さらなるガバナンス改善を推進しているため、指名・報酬諮問委員会の委員長でもある利島氏に続投していただくことが、継続性の観点からも重要であると考えております。さらに、株主提案の候補者 2 名の選任は必要ないことから、1 名の枠を空ける必要ありません。

また、ISS 社は、第 4 号議案の候補者番号 14 の井手和英氏にも反対推奨をしています。その理由は、井手氏がみずほグループの前身である第一勧業銀行出身であり、その関係会社であるみずほ証券が当社の 2019 年 3 月末の第 9 位株主であることから、独立性基準に抵触するためとしています。井手氏は、1997 年に第一勧業銀行の取締役を退任し、すでに 22 年が経過しています。また、第 9 位株主であるみずほ証券も、証券勘定での保有であり、政策的に保有しているものではないことから、当社としましては、井手氏は独立取締役の要件を満たしていると考えております。

(3) 第 8 号議案 定款一部変更 (指名委員会等設置会社への移行) の件 (株主提案) に対する当社見解

ISS 社より第 8 号議案定款一部変更(指名委員会等設置会社への移行)の件(株主提案)に対し



て賛成推奨がなされておりますが、以下に当社の見解を述べさせていただきます。

当社の取締役会は、取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会の監査・監督機能を強化することを通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること、及び、重要な業務執行のうち一部を取締役に権限委任し、迅速かつ効率的な会社運営の実現を通じて、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、2018年の定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行しました。機関設計の変更に併せて業務執行区分の明確化を通じて、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入しております。加えて、本年は中期経営計画を推進するガバナンス体制として、指名・報酬諮問委員会の設置、最高財務責任者の明確化、社外役員の増員等の不断のガバナンス改善を行っております。

そもそも、会社の機関設計には唯一絶対の正解があるものではなく、指名委員会等設置会社の導入が常に最適解であるとはいえません。当社としては、監査等委員会設置会社という機関設計の下でコーポレート・ガバナンスを強化していくことが最善であると考え、各種施策を推進しておりますが、各種施策効果の十分な検証もせずに監査等委員会設置会社へ移行して1年しか経過していない現時点において、指名委員会等設置会社に移行することは非効率であり、経営に混乱を来すおそれすら否定できず、およそ現実的ではないと考えているため、第8号議案に反対いたします。

株主の皆さまには、上記の点をご理解いただき、十分にご検討の上、議決権を行使いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上